

■ 地域支援企画員について

〈配置先と担当区域など〉

地域支援企画員は、土木や農業といった部門ごとに配置された県の出先機関に属さない職員です。

地域との「対話と実行」を効果的に進めるため、実際に市町村に駐在し、知事の「眼」、「耳」、「手足」となって、地域に根ざした活動を行います。

職員の所属は、県庁の政策企画部地域づくり支援課の職員という位置付けですが、日常は、別紙のとおり、主に市町村役場に机をおいて、担当地域を、2~3人のチームにより活動しています。

〈役割〉

市町村と連携しながら、実際に地域に入って、住民の皆様と同じ目線で考え、住民の皆様とともに活動することを基本に、地域の自立につながるよう、

1. 地域住民の主体的な活動に対するアドバイス
2. 先進的な事例の情報提供
3. 人と人をつなぐ
4. 行政とのパイプ役など、

それぞれの地域の実情やニーズに応じた活動をしています。

こうしたこれまでの活動を基本として、本年度からは、組織的に地域との対話をより一層進め、地域の知恵や情報を把握するとともに、地域に情報を的確に伝え、県の政策をスピーディーに実行するための役割を担います。

〈具体的な活動〉

(1) 産業振興計画づくり

- ・本年度に策定する県の産業振興計画づくりへの参画
- ・地域における産業振興のための県の窓口役

(2) 県の政策の推進

- ・中山間地域の総合対策に向けた施策や事業の推進（産業をつくる、生活を守る）
- ・その他、地域振興にかかる県の主要施策の推進

(3) 地域づくり支援

■ 地域の元気づくり

- ・グリーンツーリズムの体験メニューづくりや運営の仕組みづくりなどの取り組みへの応援
- ・地域の産品を活かした商品開発、販売、地産地消などへの応援
- ・商店街などの活性化や住民グループの活動などのまちづくりへの応援

■ 地域の支え合いの仕組みづくり

- ・自主防災の組織づくり、防災マップづくり、勉強会などの活動への応援
- ・集落で住民が楽しく集える場づくりや子育て支援など地域で支え合う活動への応援